

市立中学校屋外に設置する自動体外式除細動器  
及び自動体外式除細動器収納箱の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市教育委員会が、さいたま市立中学校の屋外に設置する自動体外式除細動器（以下AEDという。）及び自動体外式除細動器収納箱（以下収納箱という。）の利用において、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 AEDは、AED設置場所のさいたま市立中学校に在籍する生徒、教職員に限らず、全ての人が、利用できるものとする。

(利用方法)

第3条 利用者は、AEDが必要な場合（傷病者発見時等）に収納箱からAEDを取り出し、利用することができる。なお、AED管理者への事前の許可は要しない。

(利用上の留意事項)

第4条 AEDを利用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを取り出した後、速やかに収納箱に戻すこと。
- (3) 目的外に使用しないこと。
- (4) 処分又は譲渡、貸与しないこと。

(損害賠償)

第5条 故意又は過失によってAED及び収納箱を亡失、破損又は消耗させた者は、AED及び収納箱を現状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。

(連絡及び報告)

第6条 AED設置場所のさいたま市立中学校に在籍する生徒及び教職員以外の者がAEDを収納箱から持ち出した場合は、持ち出したAED設置場所のさいたま市立中学校及び教育委員会に速やかに連絡するものとする。この場合において、連絡を受けたさいたま市立中学校は、「屋外設置AED使用状況報告（様式第1号）」を作成し、教育委員会に提出しなければならない。なお、AED設置場所の生徒及び教職員がAEDを使用した場合は「さいたま市立学校における自動体外式除細動器貸出要綱」におけるAED使用状況報告書（様式第4号）を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

第7条 AED設置場所のさいたま市立中学校は、AED及び収納箱の亡失、破損又は消耗等があった場合は、教育委員会に報告しなければならない。

(管理及び点検)

第8条 AED及び収納箱は、AED設置場所のさいたま市立中学校及び教育委員会において管理する。

第9条 AEDは、AED設置場所のさいたま市立中学校及び教育委員会において点検する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、学校と教育委員会で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

健康教育課宛

学 校 番 号	
学 校 名	
記入者職名	
記入者氏名	

## 屋外設置 A E D 使用状況報告

1	連 絡 者 氏 名	
2	連絡者氏名（かな）	
3	A E D 取 出 日	（例）令和5年9月30日
4	A E D 返 却 有 無	（例）返却 ※「戻していない」場合はどこにあるのか聞き取ってください。
5	パ ッ ド 装 着 有 無	
6	通 電 有 無	
7	A E D 使用開始時間	（例）午前8時、午後11時
8	A E D 使用場所	（例）〇〇区〇〇町〇〇付近
9	傷 病 者 氏 名	
10	傷 病 者 年 齢	（例）70歳代くらい
11	傷 病 者 性 別	
12	連 絡 者 連 絡 先	
13	そ の 他	

※市立中学校の屋外に設置している A E D を取り出したと連絡があった方から聞き取ってください。

※分かる範囲でお答えいただけるよう聞き取りをお願いします。